

愛知県廃棄物の適正な処理 の促進に関する条例の一部 改正について

改正の概要

廃棄物処理法の一部改正に伴い、以下の関係規定を整備等する。

- 1 屋外保管の届出義務の「適用除外」の追加等
- 2 報告徴収及び立入検査の対象として、不適正処理の関与が疑われる「その他関係者」を追加
- 3 「産業廃棄物の不適正な処理」の定義に「熱回収施設に係る保管基準に適合しない場合」を追加
- 4 届出様式への押印省略、条ずれの解消
- 5 施行期日：平成23年4月1日

保管届出に係る法律と条例の関係

区 分		位置	事業場外		事業場内	
			面積	100m ² 以上	300m ² 以上	100m ² 以上
法律	建設廃棄物	屋内				
		屋外				
条例	建設廃棄物	屋内				
		屋外				
	廃タイヤ	屋内				
		屋外				

注) は法律と重複する部分。

屋外保管の適用除外等の整備

1 保管届出の適用除外の追加

法の規定による面積300m²以上の保管

法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で行う保管

非常災害のために必要な応急措置として行う保管

(従前は、産業廃棄物処理業者の保管及び面積100m²未満のみを除外)

2 届出対象産業廃棄物の適用除外の追加

PCB廃棄物の保管

3 届出提出期限の設定

「事前」 「保管を開始しようとする14日前までに」

報告徴収及び立入検査対象の追加

立入検査対象		報告徴収対象	
1	不適正な処理が行われた土地	1	土地の所有者、管理者又は占有者
2	事業者	2	事業者
3	法第8条第1項等の許可を受けようとする者	3	法第8条第1項等の許可を受けようとする者
4	産業廃棄物処理業者	4	産業廃棄物処理業者
5	小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者	5	小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者
6	特定産業廃棄物又は特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している者	6	特定産業廃棄物又は特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している者
7	2～6に掲げる者 その他の関係者 の事務所、事業場、小規模産業廃棄物焼却施設のある土地若しくは建物又は特定産業廃棄物又は特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋において保管している場所	7	1～6に掲げる者 その他の関係者

注)「その他関係者」は、不適正処理の関与が疑われる者等。

「産業廃棄物の不適正な処理」の定義

基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の定義に、5の項目を追加

- 1 産業廃棄物処理基準(法第12条第1項)
- 2 産業廃棄物保管基準(法第12条第2項)
- 3 特別管理産業廃棄物処理基準(法第12条の2第1項)
- 4 特別管理産業廃棄物処理基準(法第12条の2第2項)
- 5 **熱回収施設産業廃棄物処分基準**
(法第15条の3の3第3項)

届出様式への押印省略

届出者の利便性、手続きの簡素化を図るため、以下の届出様式への押印を省略する。

様式第1「県外産業廃棄物搬入届出書」

様式第2「県外産業廃棄物搬入変更届出書」

様式第4「説明会開催届出書」

様式第6「小規模産業廃棄物焼却施設設置(使用)届出書」

様式第7「小規模産業廃棄物焼却施設構造等変更届出書」

様式第9「小規模産業廃棄物焼却施設氏名等変更(廃止)届出書」

様式第10「小規模産業廃棄物焼却施設承継届出書」

様式第11「特定産業廃棄物保管届出書」

様式第12「特定産業廃棄物保管変更(廃止)届出書」

県外産業廃棄物搬入届出書の新様式(例)

(表)

県外産業廃棄物搬入届出書		
年 月 日		
愛知県知事 殿 市長		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第8条第1項の規定により、県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり届け出ます。		
県外排出 事業場	事業場の名称 (担当部署名・担当者名) ()	
	所在地・電話番号	
搬入しようとする県外産業廃棄物	種 類	数 量 (m ³ 又は t)
		/年
		/年
		/年
		/年
		/年
		/年
県内に搬入する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
産業廃棄物を排出する施設の 排出工程		
※事務処理欄		

届出様式中の「印」を削除し、押印を省略

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

土地所有者等による不適正処理発見の通報 (非改正)

県廃棄物条例	廃棄物処理法
<p>第6条(土地の適正な管理)で既に規定</p> <ul style="list-style-type: none">・土地所有者等に土地の適正管理の努力義務・不適正処理発見の際の通報努力義務・県が講ずる支障の除去又は発生防止への協力努力義務・不適正処理の再発防止措置を講ずる勧告 <p>法に上乗せした規定を設けているため改正しない。</p>	<p>第5条第2項</p> <ul style="list-style-type: none">・土地所有者等による不適正処理発見の際の通報努力義務

排出事業者による委託時の処理状況確認等の規定 (非改正)

県廃棄物条例	廃棄物処理法
<p>第7条(処理を委託する場合における確認等)で既に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託処理業者の能力確認義務 ・委託に係る処理状況の定期的な確認義務 ・不適正処理の状況及び講じた措置内容の届出義務 <p>法に上乗せした規定を設けているため改正しない。</p> <p>なお、処分先が地方公共団体の出資又は補助した県内の公共関与処分場の場合及び優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく優良認定又は確認を受け、産業廃棄物の処理状況や事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている産業廃棄物処理業者の場合には、現地確認を不要とします。</p>	<p>第12条第7項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者の委託の際の処理状況確認及び必要措置を講ずることの努力義務